（別紙2）勤務時間・休暇等に関する条件について（会計年度任用職員・共通）

休暇制度等		会計年度任用職員			
		給与	取得要件	付与日数	付与単位
勤務時間	①育児時間	有給	生後満1年8週に達するまでの子を育てる職員が，その子の世話のため請求した場合に与えられる休暇	産後休暇期間終了日の翌日から1年 1日に2回それぞれ45分以内（通算90分の取得も可能。父母合わせて90分以内）	45分単位
	育児短時間勤務	—		—	—
	②育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の免除・制限の取り扱い	—	<時間外勤務の免除> ①3歳未満の子を養育する職員 ②要介護状態にある対象家族、介護休暇の対象家族と同じを介護する職員について、 職員が請求した場合公務の運営に支障のある場合を除き時間外勤務をさせてはならない。 <時間外勤務の制限> ①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 ②要介護状態にある対象家族介護休暇の対象家族と同じを介護する職員について 職員が請求した場合公務の運営に支障のある場合を除き1月24時間 かつ1年150時間を超えて 時間外勤務をさせてはならない。 <深夜勤務の制限> ①小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員 (配偶者で当該子の親が深夜において常態として養育できる場合を除く) ②要介護状態にある対象家族（介護休暇の対象家族と同じ）を介護する職員について 職員が請求した場合公務の運営に支障のある場合を除き深夜（午後 10 時から午前 5 時までの間）に 勤務させてはならない。	左記の通り	—
	③介護時間	無給	負傷，疾病，老齢により2週間以上の期間にわたり，日常生活を営むのに支障がある者（被介護者）の介護をするため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。 ・連続する3年の期間内で必要と認められる期間 ・1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（最長2時間）	15分単位
休暇	④年次有給休暇	有給	職員が請求する時季に有給かつ理由を問わず与えられる休暇	・6月以上の任期が定められている者（※）が対象。ただし、1年間の所定勤務日数が47日以下の場合、年次有給休暇を付与しない。 ※6月未満の任期であっても、当該任期中に継続勤務期間が6月に至る場合も含む。 ・任用開始日において、下表のとおり付与する。 <table><tr><td colspan="2">一週間の勤務時間</td><td>29時間以上</td><td colspan="4">29時間未満</td></tr><tr><td colspan="2">一週間の勤務日の日数</td><td>5日以上</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td colspan="2">一年間の勤務日の日数</td><td>217日以上</td><td>169日～216日</td><td>121日～168日</td><td>73日～120日</td><td>48日～72日</td></tr><tr><td rowspan="7">継続勤務期間</td><td>1年未満</td><td>10日</td><td>7日</td><td>5日</td><td>3日</td><td>1日</td></tr><tr><td>1年</td><td>11日</td><td>8日</td><td>6日</td><td>4日</td><td>2日</td></tr><tr><td>2年</td><td>12日</td><td>9日</td><td>6日</td><td>4日</td><td>2日</td></tr><tr><td>3年</td><td>14日</td><td>10日</td><td>8日</td><td>5日</td><td>2日</td></tr><tr><td>4年</td><td>16日</td><td>12日</td><td>9日</td><td>6日</td><td>3日</td></tr><tr><td>5年</td><td>18日</td><td>13日</td><td>10日</td><td>6日</td><td>3日</td></tr><tr><td>6年以上</td><td>20日</td><td>15日</td><td>11日</td><td>7日</td><td>3日</td></tr></table> ・1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間以上である者については、1週間の勤務日の日数を5日とみなす。 ・週の期間によって勤務日が定められている者については1週間の勤務日の日数、週以外の期間によって勤務日が定められている者については1年間の勤務日の日数に応じて上表のとおり付与する。 ＜残日数について＞ 会計年度任用職員以前の任期に付与された年次有給休暇の残日数は、継続勤務とみなされる場合に限り、20日を上限に、繰越し可能とする。 ＜勤務年数について＞ 会計年度任用職員以前の勤務と会計年度任用職員としての勤務が継続勤務とみなされる場合は、付与日数を算定する際の年数に、会計年度任用職員以前の勤務年数を通算する。	1日又は1時間 （1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可）
	健康支援休暇	無給	生理により就業が著しく困難な女性職員，または対象業務のいずれかに従事する女性職員が，生理日に願い出た場合に与えられる休暇	必要と認められる日数	1日又は1時間 （1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可）
	出生サポート休暇	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。	一の年度において5日（体外受精・顕微授精に係る場合は10日）	1日又は1時間 （1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可）
	産前休暇	有給	出産予定の女性職員が産前の休養を請求した場合に与えられる休暇	出産予定日以前8週間	1日
	産後休暇	有給	出産した女性職員が取得しなければならない休暇	出産日翌日から8週間	1日
	妊娠障害休暇	無給	妊娠による疾病又は異常のため就業が著しく困難な女性職員が願い出た場合に与えられる休暇	6日	1日
	出産補助休暇	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。	3日	1日又は1時間 （1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可）
	育児参加休暇	有給	「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。	<table><tr><td>一週間の勤務日の日数</td><td>5日以上</td><td>4日</td><td>3日</td></tr><tr><td>一年間の勤務日の日数</td><td>217日以上</td><td>169日～216日</td><td>121日～168日</td></tr><tr><td>付与日数</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td></tr></table>	1日又は1時間 （1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可）
	結婚休暇	有給	結婚する職員に与えられる休暇 ※婚姻の届出に基づき結婚する場合のみならず，事実上の婚姻関係（いわゆる内縁関係）に入った場合にも認められます。	<table><tr><td>一週間の勤務日の日数</td><td>5日以上</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td>一年間の勤務日の日数</td><td>217日以上</td><td>169日～216日</td><td>121日～168日</td><td>73日～120日</td><td>48日～72日</td></tr><tr><td>付与日数</td><td>7日</td><td>6日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>1日</td></tr></table>	1日
	忌服休暇	有給	親族に喪があった場合に与えられる休暇	親族別日数（4親等まで）	1日
	⑤特別休暇 年次祭し休暇	—		—	—
	夏季休暇	有給	6月以上の任期が定められている者が対象。	<table><tr><td>一週間の勤務日の日数</td><td>5日以上</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td>一年間の勤務日の日数</td><td>217日以上</td><td>169日-216日</td><td>121日-168日</td><td>73日-120日</td><td>48日-72日</td></tr><tr><td>6月1日現在在職する職員</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td>6月2日から7月1日までの間の採用者及び復職者</td><td>3日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>1日</td><td>1日</td></tr><tr><td>7月2日から8月1日までの間の採用者及び復職者</td><td>1日</td><td>1日</td><td>1日</td><td></td><td></td></tr></table>	1日（1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可）
			6月未満の任期であって、右表基準日時点で6月以上の継続勤務に達した者が対象。	<table><tr><td colspan="2">一週間の勤務日の日数</td><td>5日以上</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td colspan="2">一年間の勤務日の日数</td><td>217日以上</td><td>169日-216日</td><td>121日-168日</td><td>73日-120日</td><td>48日-72日</td></tr><tr><td rowspan="3">基準日</td><td>6月1日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td>6月2日から7月1日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>2日</td><td>1日</td><td>1日</td></tr><tr><td>7月2日から8月1日</td><td>1日</td><td>1日</td><td>1日</td><td></td><td></td></tr></table>	
	社会貢献活動休暇	—		—	—
	子の看護休暇	有給	中学校就学始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）を養育しており，その子の看護（負傷し，若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。 ・中学校就学始期まで。 ・一の年度において5日（子が2人以上の場合は10日）	1日又は1時間 （1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可）
	短期の介護休暇	有給	負傷，疾病，老齢により日常生活を営むのに支障がある者（被介護者）の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。 ・一の年度において5日（被介護者が2人以上の場合は10日）	1日又は1時間 （1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可）
	⑥介護休暇	無給	負傷，疾病，老齢により2週間以上の期間にわたり，日常生活を営むのに支障がある者（被介護者）の介護をする必要があり，ほかに介護する者がなく，勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。 ・通算93日以内（3回まで分割可）	1日、1時間又は45分 （1日の勤務時間が7時間45分の者は半日も可）
	⑦病気休暇	有給	負傷又は疾病のために療養する必要があり，勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる休暇	・6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く） 下表のとおり付与する。 <table><tr><td>一週間の勤務時間</td><td>29時間以上</td><td colspan="4">29時間未満</td></tr><tr><td>一週間の勤務日の日数</td><td>5日以上</td><td>4日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr><tr><td>一年間の勤務日の日数</td><td>217日以上</td><td>169日～216日</td><td>121日～168日</td><td>73日～120日</td><td>48日～72日</td></tr><tr><td>付与日数</td><td>10日</td><td>7日</td><td>5日</td><td>3日</td><td>1日</td></tr></table> ※1週間の勤務日の日数が4日以下とされている者で1週間の勤務時間が29時間以上である者については，1週間の勤務日の日数を5日とみなす。	1日 （特別の事情がある場合は、15分単位）
休業・休職	⑧育児休業	無給	1歳に満たない子を養育する職員が申し出ることで承認される休業	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。 ・産後休暇が終了した日の翌日から子が1歳に達する日まで	1日
	⑨育児部分休業	無給	育児のため，勤務時間の短縮を必要とする職員が申し出ることで承認される休業	・「1週間の勤務日が3日以上とされている職員」又は「週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上あるもの」が対象。 ・子が小学校就学の始期に達する日まで 第1号育児部分休業 ・1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（最長2時間） 第2号育児部分休業 ・1年を通じて10日相当を超えない範囲内 以下の2つの場合については分単位での取得が可能。 ⅰ．1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした勤務時間がある場合で、当該勤務時間の全てについて第2号育児部分休業の承認を請求する場合 ⅱ．第2号育児部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合で、その全てについて第2号育児部分休業の承認を請求する場合	第1号育児部分休業 15分単位 第2号育児部分休業 原則1時間単位
	高齢者部分休業	—		—	—
	配偶者同行休業	—		—	—
	自己啓発休業	—		—	—
	⑩病気休職	無給	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	・任期の範囲内	1月以上